

出雲崎町人権教育・啓発推進計画

平成 31 年 3 月

新潟県出雲崎町

はじめに

人権とは、人が幸せに生きるための権利であり、人種や国籍、性別、言語を超えて誰もが生まれながらに持っている権利です。

しかし、残念ながら私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。近年ではインターネット上での人権侵害が大きな問題になっており、人権に関する問題も多様化、複雑化してきています。

人権、誰もが等しく持っているこの権利が、ごく普通に尊重される社会の実現には、まず一人ひとりが人権について正しく理解するとともに、お互いを認め合いながら行動することが何よりも大切です。

当町では、これまでも誰もが暮らしやすい町づくりを目指し、様々な取組を行ってまいりましたが、さらに人権問題や課題を総合的に推進するため、平成29年度に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、今後の指針となる「出雲崎町人権教育・啓発推進計画」をこのたび策定しました。

今後は、この計画の理念でもある「他者を分け隔てることなく互いの尊厳を認め合うまちづくり」を進めるため、さらに町民の皆様や各種関係機関・団体の協力を得ながら様々な場面で人権教育や人権啓発の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただいた出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係機関や町民意識調査にご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

出雲崎町長 小林 則幸

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置付け	4
4. 計画期間	5
5. 計画策定に係る町民の参加	5
6. 計画の基本理念	6
第2章 現状と課題	8
1. 人権に関する町民意識調査の結果概要	8
2. 本町における課題	14
第3章 人権一般についての普遍的な施策の推進	15
1. 学校教育における人権教育の推進	15
2. 家庭や地域における人権教育の推進	15
3. 職場や事業者等における人権教育の推進	16
4. 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する人権教育の推進	16
第4章 各人権課題に対する施策の推進	19
1. 女性	19
2. 子ども	22
3. 高齢者	25
4. 障害者	28
5. 同和問題	31
6. 外国人	35
7. インターネットによる人権侵害	38
8. その他様々な人権課題	40
第5章 計画推進に向けて	43
1. 庁内推進体制の整備	43
2. 関係機関等との連携	43
3. 計画の進行管理と見直し	43
参考資料	45

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

しかし、今日においても、生命・身体の安全を脅かすような出来事があり、また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な人権の侵害がなお存在するとともに、国際化、情報化、高齢化等の社会変化に伴って、人権に関する新たな課題も生じています。

本町では、個別部門ごとに各種施策を実施するなかにおいて人権尊重が実現される町づくりを推進してきましたが、上述のような社会変化や新たな課題が生じるなかで、部門間の連携をより強化し、町全体で総合的な観点から取組を進めていく必要性が生じてきました。

そこで、本町においても町民一人ひとりが人権尊重の理念をさらに深め、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組むことは「第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画（平成28年～平成32年）」の基本理念にも掲げた「安全・安心に暮らせるまちづくり」の基盤となることから、本町における人権をめぐる現状及び課題を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために本計画を策定しました。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

二度にわたる大戦争への反省と教訓をもとに、昭和20年に国際連合（以下「国連」という。）が設立され、昭和23年の第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と掲げる「世界人権宣言」が採択されました。

以降、国連は世界人権宣言の理念を実効性あるものとするため、「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者権利条約」など多くの人権に関する条約・規約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を継続しています。また、女性や障害のある人等の重要なテーマごとに「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」等の国際年を定めるとともに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの取

組も展開しました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地で戦争や迫害、差別などが発生するとともに、深刻な人権侵害、難民発生など問題が表面化するなかで人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まり、1993年（平成5年）の世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、人権教育が重要であることが示されました。そして、これを受けて1994年（平成6年）には人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官を創設するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」として、加盟国を中心に人権尊重、差別撤廃に向けた取組を行うこととしました。さらに、その最終年である2004年（平成16年）の国連総会で「人権教育のための世界プログラム」が採択され、2005年（平成17年）から実施されています。

（2）国の動き

我が国においては、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が昭和22年に施行され、各種の人権課題の解決に取り組んできました。昭和31年には国連に加入し、これまでに「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」など多くの人権関係の条約を批准するとともに、国連が提唱する人権テーマに関する取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で、必要な法改正を含めた人権施策の充実・普及を図っています。

そして、平成12年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

（3）新潟県の動き

新潟県においても、人権教育・啓発推進法の制定を受け、平成16年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発など県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進しています。

また、新潟県教育委員会は、人権教育のねらいや方向性等を明らかにすることにより、市町村教育委員会、学校及び社会教育施設等での取組が一層進展するものとの考えから、平成22年に「新潟県人権教育基本方針」を制定し、各学校等において研修が進められています。

そして、平成30年1月に策定された「新潟県総合計画（2017年～2024年）」の将来像「安全で暮らしやすい新潟」のなかに政策展開の基本方向として「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」を明記し、「政策の展開・取組」として「人権啓発の推進等」を位置付けるとともに、平成30年度から「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の見直しを行っています。

（４）本町の動き

本町においては、「恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画（平成28年～平成32年）」を策定し、各種施策を具体的、かつ体系的に明らかにしたうえで必要な事業へ積極的に取り組み、基本理念の実現を目指しています。

そして、この総合計画のもと、人権課題に密接した個別計画として、福祉分野では「出雲崎町子ども・子育て支援事業計画」、「出雲崎町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「出雲崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、教育分野では「出雲崎町教育計画」を策定し、人権尊重の視点を踏まえた各施策・事業の実施が図られています。

また、庁内での取組においては、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」へ登録するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「出雲崎町特定事業主行動計画」を策定するなど、女性職員の管理職登用や男女を通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図り、職場改革・働き方改革へ率先して着手しています。

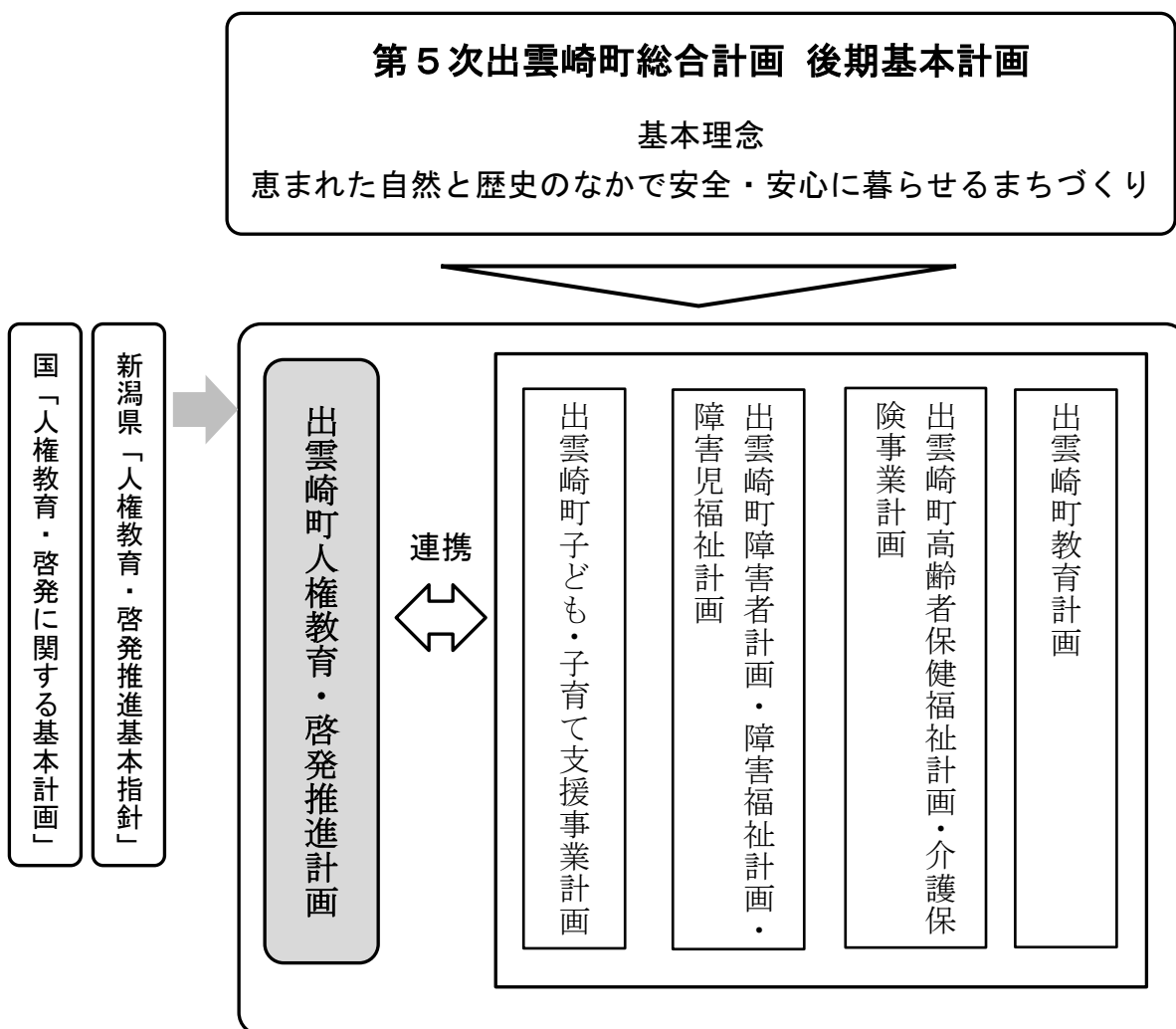
しかし、前述のとおり、人権をめぐる社会状況の変化や新たな人権課題が生じるなかで、部門間の連携をより強化し、町全体で総合的な取組を促進する観点から本計画を策定しました。

3. 計画の位置付け

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定に基づく地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の趣旨を踏まえて策定したものです。

また、「第5次出雲崎町総合計画 後期基本計画（平成28年～平成32年）」を上位計画として、福祉、教育等の関連施策との連携を図り推進する計画です。

■ 計画の位置付け



4. 計画期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。関係する法令等の改正や各般の社会情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要が生じた場合には見直しを行います。

■ 計画期間

2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
計画策定	計画期間					
					計画見直し	第2次計画

5. 計画策定に係る町民の参加

(1) 人権に関する町民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の人権に関する意識を調査し、推進計画の基礎資料とすることを目的として「人権に関する町民意識調査」を実施しました。

調査対象者、回収率等については次のとおりです。

■ 調査摘要

調査対象者	18歳以上の町民
調査期間	平成29年12月12日～12月27日
配布数	800件
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
回収数	474件
回収率	59.3%

注：8頁以降に掲載する調査結果の表記について、回答の比率（％）は、小数点第2以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100％に合致しない場合があります。また、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100％を超えることがあります。

(2) 計画策定委員会への参画

本計画の策定にあたっては、地域の実情を反映するため、委員については学識経験者、関係団体代表等すべて町内関係者で構成し、また、アドバイザーとして国県等の関係機関からの参画を得て「出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会」を設置し、内容を審議しました。

6. 計画の基本理念

本計画の基本理念

たしや
他者を分け隔てることなく
互いの尊厳を認め合うまちづくり

すべての人々が人権を尊重し、明るく暮らせる社会を築くためには、町民自らがその大切さに気づき、人権尊重の社会が実現できるよう行動することが必要です。しかし、いろいろな生活場面では、人を見下し排除しようとする心理やその意識に基づく差別的な発言や差別的な行為が行われたりすることがあり、その多くにおいて、誰もが被害者にも、加害者にもなりうる可能性があります。

人権をめぐる現状について、行政や学校、企業、団体、地域、そして町民一人ひとりが共通の認識を持ち、それぞれに期待される役割を明らかにし、協働・連携しながら取り組むことが求められています。

私たちの日常生活がいかに人権と関わっているか、また、すべての人権問題が自分と無関係ではなく、身近な問題であることを基本的な考え方とした人権教育・啓発を実施するために、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにすることが必要です。

わが出雲崎で生まれた禅僧の良寛は、多くの和歌、俳句、漢詩等を残していますが、そのひとつに「如何なるが苦しきものと問ふならば人をへだつる心と答へよ」という作品があります。「どのようなことが苦しいものであるかと人に聞かれたら、愛情なく人を差別し遠ざける心であると答えなさい」という意味です¹。他者を分け隔てることなく、一人ひとりが尊厳を持つ存在として互いに認め合うことが肝要であり、それが良好な人間関係を構築するた

¹ 吉野秀雄 校註『良寛歌集』（東洋文庫、1992年）191-192頁。

めの基本となります。

そこで、本計画では「他者を分け隔てることなく互いの尊厳を認め合うまちづくり」を基本理念とします。

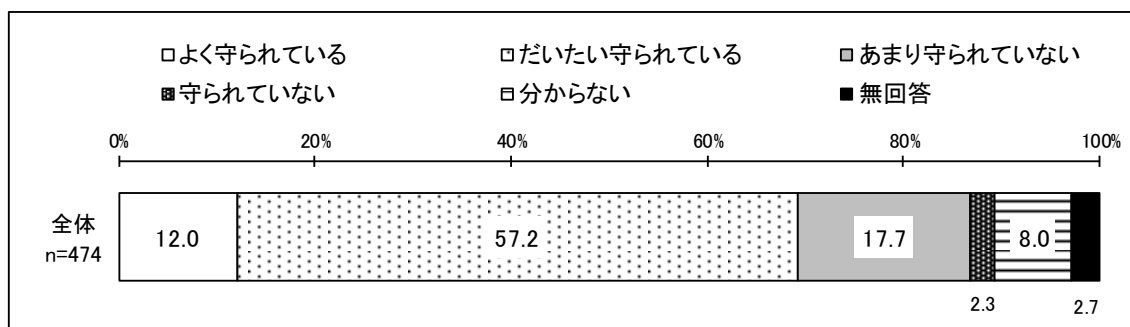
第2章 現状と課題

1. 人権に関する町民意識調査の結果概要

今回の「人権に関する町民意識調査」について、特に総論的な設問の回答結果は次のとおりとなりました。

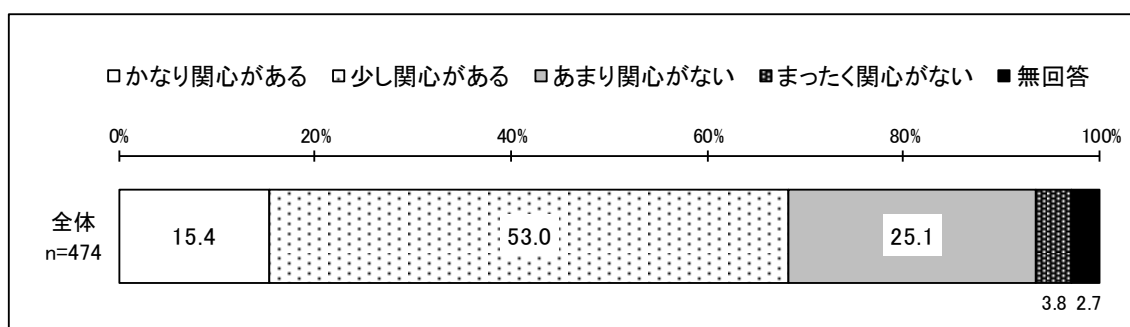
(1) 基本的人権が守られているか

基本的人権が守られているかについては、「よく守られている」が12.0%、「だいたい守られている」が57.2%、「あまり守られていない」が17.7%、「守られていない」が2.3%などとなっています。



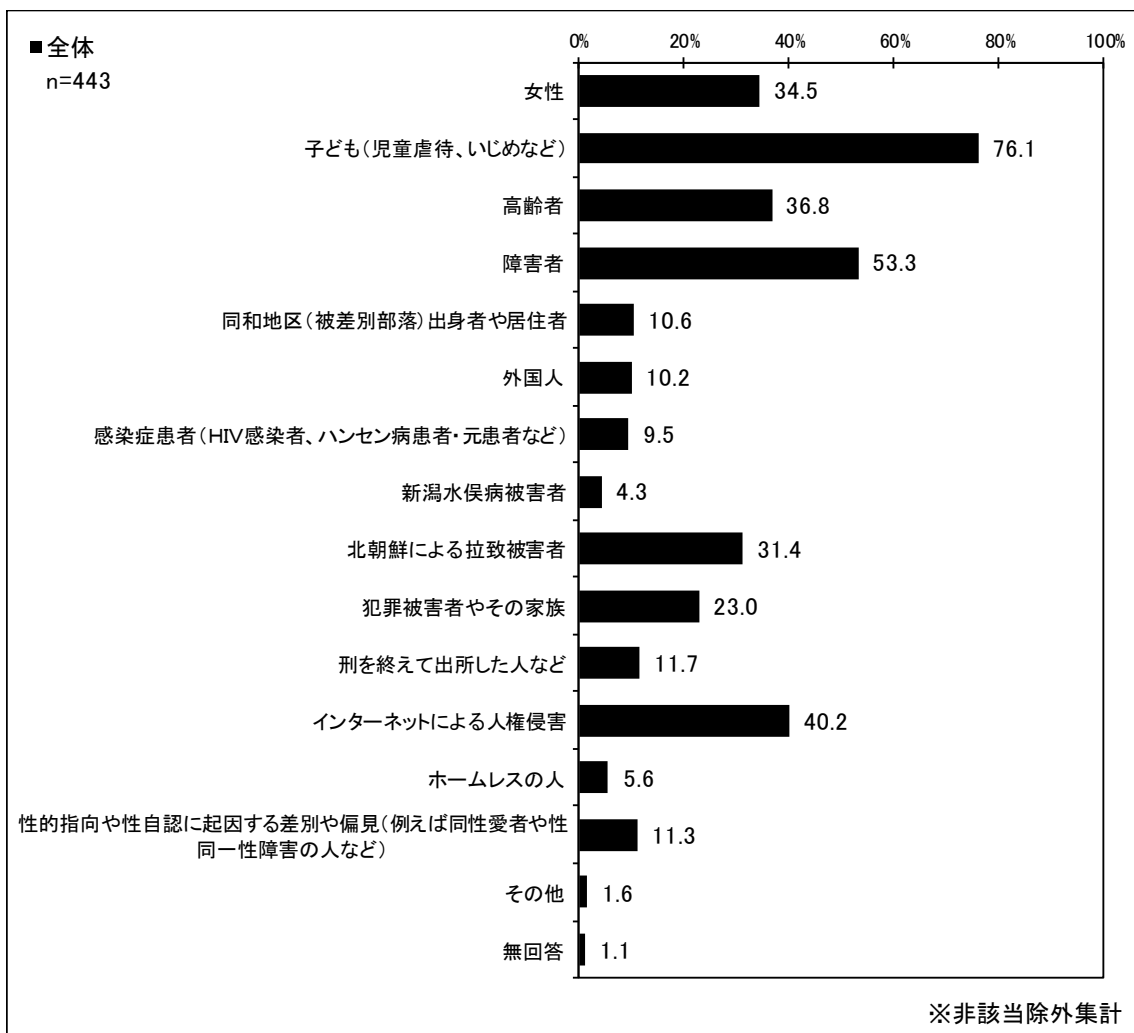
(2) 人権や差別の問題に関心があるか

人権や差別の問題に関心があるかについては、「かなり関心がある」が15.4%、「少し関心がある」が53.0%、「あまり関心がない」が25.1%、「まったく関心がない」が3.8%などとなっています。



また、「1 かなり関心がある」、「2 少し関心がある」もしくは「3 あまり関心がない」と回答した方が、誰（何）についての人権や差別の問題に関心があるかについては、「子ども（児童虐待、いじめなど）」が76.1%

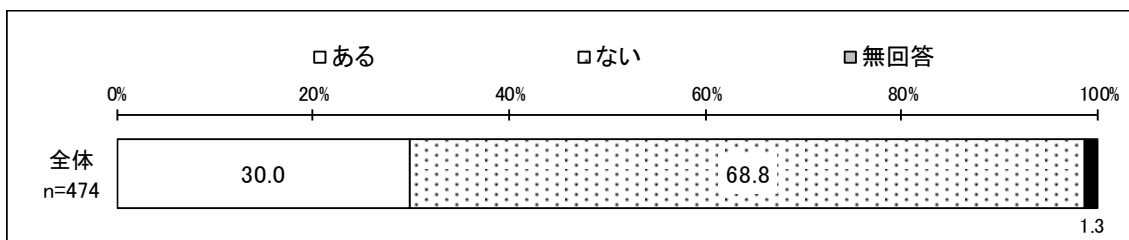
と最も多く、次いで「障害者」が 53.3%、「インターネットによる人権侵害」が 40.2%、「高齢者」が 36.8%、「女性」が 34.5%。「北朝鮮による拉致被害者」が 31.4%などとなっています。



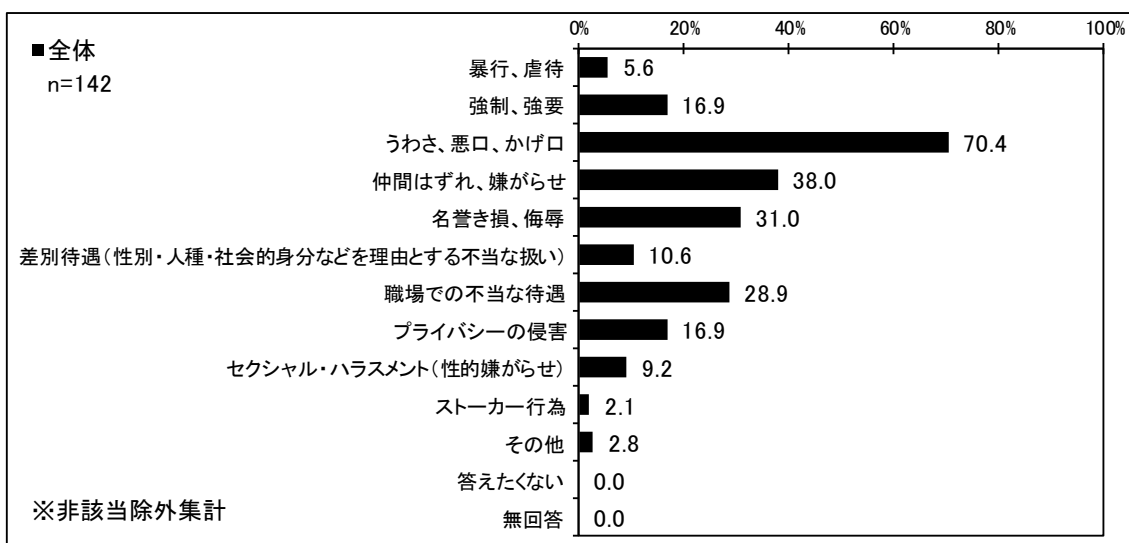
※複数回答 (○は5つまで)

(3) 自己的人権が侵害されたと思ったことがあるか

自己的人権が侵害されたと思ったことがあるかについては、「ある」が30.0%、「ない」が68.8%、無回答が1.3%でした。

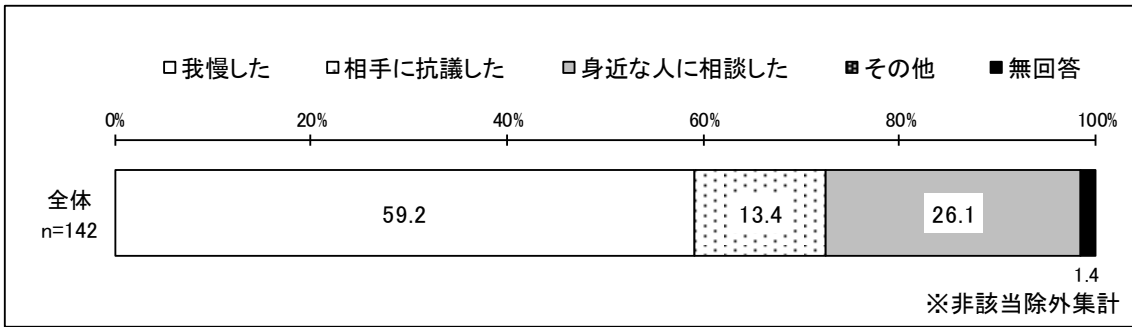


また、「ある」と回答した方がどのようなことでそう思ったかについては、「うわさ、悪口、かげ口」が70.4%と突出して多く、次いで「仲間はずれ、嫌がらせ」が38.0%、「名誉き損、侮辱」が31.0%などとなっています。

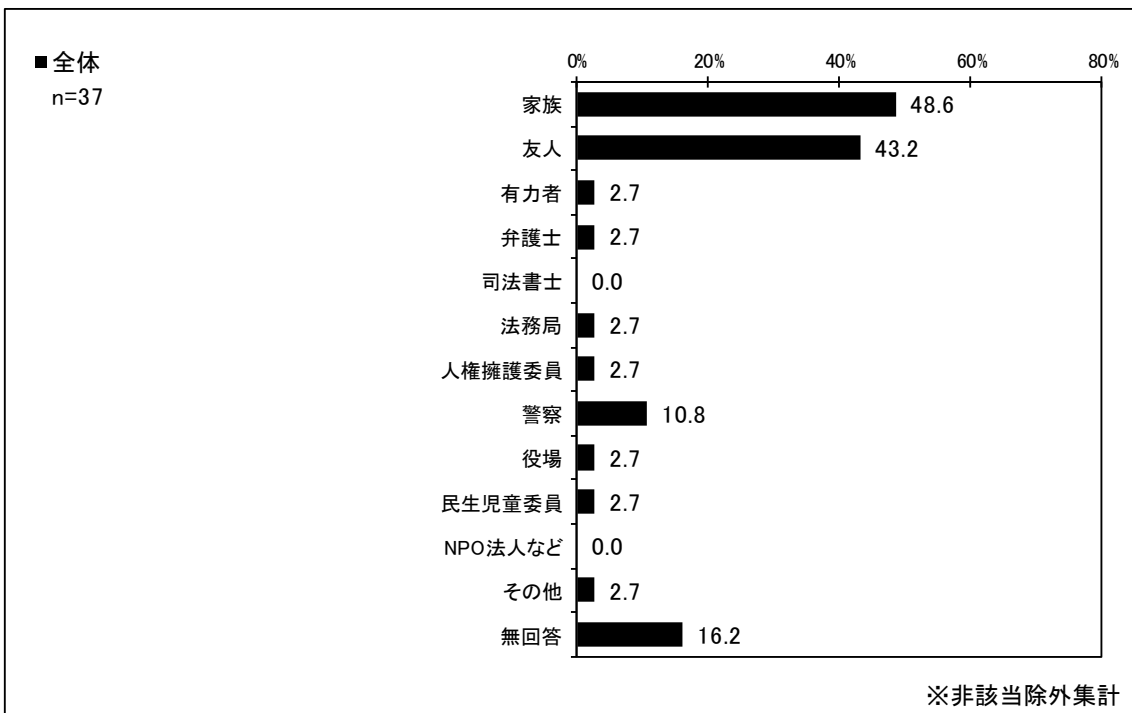


※複数回答 (○はいくつでも)

さらに、「ある」と回答した方が、人権が侵害されたと感じる行為を受けたときにどのような対応をしたかについては、「我慢した」が59.2%、「相手に抗議した」が13.4%、「身近な人に相談した」が26.1%。無回答が1.4%でした。「その他」については回答がありませんでした。また、相談した相手としては、「家族」が48.6%と最も多く、次いで「友人」が43.2%、「警察」が10.8%などとなっています (次頁グラフ)。



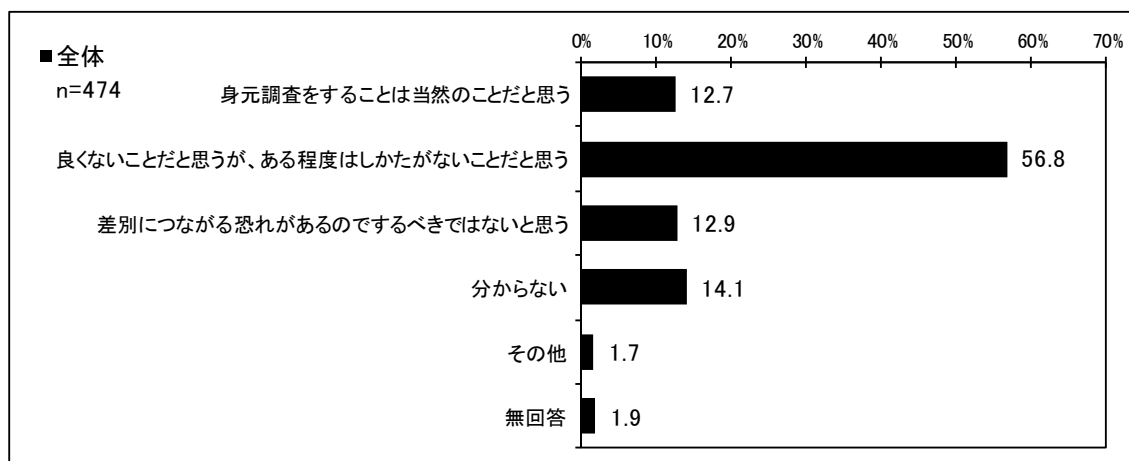
【相談をした相手】



※該当する相談相手に○

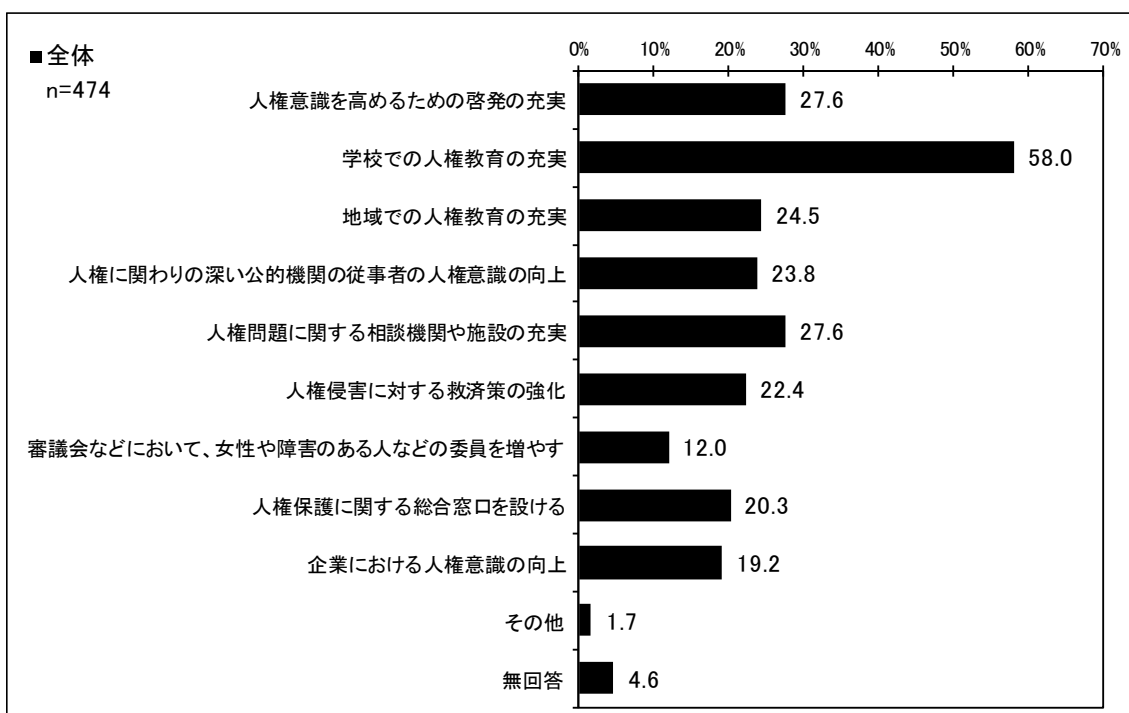
(4) 身元調査についての意識

身元調査については、「良くないことだと思うが、ある程度はしかたがないことだと思う」が56.8%と突出して多く、次いで「分からない」が14.1%、「差別につながる恐れがあるのではありませんかと思う」が12.9%、「身元調査をすることは当然のことだと思う」が12.7%などとなっています。



(5) 人権に関して今後求められる取組

人権に関する今後の取組としては、「学校での人権教育の充実」が58.0%と突出しており、次いで「人権意識を高めるための啓発の充実」と「人権問題に関する相談機関や施設の充実」が同率で27.6%、「地域での人権教育の充実」が24.5%、「人権に関わりの深い公的機関の従業者の人権意識の向上」が23.8%などとなっています。



※複数回答（〇は3つまで）

2. 本町における課題

本町においては、これまでも人権に関する職員教育や学校教育、町民への啓発等の施策を展開し、職員や町民の人権に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。しかし、今回の意識調査では、およそ3割の方は基本的人権が守られているとは感じておらず、さらに、同じく約3割の方は人権に対しての関心が薄い状況です。そして、人権を侵害されたと思ったことがある方が約3割であり、そのうちの約6割の方は誰かに相談することもできずに「我慢した」と回答しています。

また、身元調査については、「良くないことだと思うが、ある程度はしかたがないことだと思う」が約6割と突出していますが、不当な身元調査が人権侵害につながる恐れのあることに鑑みれば、「ある程度はしかたがない」と許容する割合が非常に高い状況となっています。

こうした町民意識のもとで、人権に関し今後求められる取組としては、約6割が「学校での人権教育の充実」をあげ、最重要な取組として位置付けています。

本町では総人口の減少とともに、少子高齢化がさらに進展すると見込まれるなか、町民の協働により誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の構築が求められています。そのためには、町民一人ひとりが互いを尊重し、共に生きる豊かな関係が育まれるよう、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる地域社会づくりに向けた取組が必要となっています。

第3章 人権一般についての普遍的な施策の推進

1. 学校教育における人権教育の推進

本町の学校教育における人権教育では、豊かな人間性を身につけ、人権尊重社会の実現を図る意欲と実践力を持った児童・生徒を育成することを目的としています。そのため、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んできました。しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であることから、計画的・系統的に学習されず理解が不十分であったり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の習得にとどまっていることも懸念されます。

児童・生徒の一人ひとりが、お互いが大切な存在であることを自覚し、一人の人間として尊重するためには、指導者である教職員の姿勢が重要です。これは、社会教育においても同様であり、教育・啓発に際しては、指導者となる者が自ら人権を尊重する態度を身につけることが大切です。

また、学校教育における人権教育の基盤となる、児童・生徒同士や児童・生徒と教職員及び教職員同士において、親しきなかにも規範意識を持ち、人権が尊重された相互関係が構築されることが必要です。

授業においては、児童・生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じて、人権教育の理念を理解することができるようにするとともに、知識伝達型の学習だけでなく、集団のなかで協力しながら主体的・対話的に学び合う学習活動や、社会への奉仕を学ぶボランティア活動、高齢者・障害者との交流活動などを通して、自ら考え、判断することができるような深い学びの機会を意図的に設け、望ましい人権感覚・人権意識の涵養を図ることが大切です。

このような人権教育を積極的に推進するため、教職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図る研修の充実に努めます。

2. 家庭や地域における人権教育の推進

家庭や地域は他人を思いやる心や命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場といえます。特に子どもにとっては基本的な生活習慣やルール、マナーを身につけるなど、人格を形成するうえで極めて大きな役割を果たします。家庭や地域においては、大人が日常生活のなかで偏見や差別の不当性を見極め公平・公正に行動することを子どもに示していくことが求められることから、人権尊重の理念に理解を深められるよう、各種啓

発活動に取り組みます。また、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩む子どもたちが、いつでも気軽に相談できるよう福祉施策等との連携のもとに相談支援体制を充実します。

3. 職場や事業者等における人権教育の推進

企業等においては、社会を構成する一員として、近年、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあり、各企業は、その社会的責任を果たすことが期待されています。こうしたなかで、就職における不公平な採用、男女の雇用機会の不平等など、不平等な処遇に関わる問題が懸念されていますが、これらは関係者の人権に関する理解が不十分なことが大きな原因のひとつと考えられています。産業振興施策等との連携を図り、公正な採用選考の実施、男女雇用機会均等の確保、障害者の法定雇用率の達成、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止等、各企業がその社会的責任を果たし、不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりができるよう、必要な啓発活動に取り組みます。

4. 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

(1) 町議会議員

町議会議員については、町民の代表者として、条例の制定・改廃や予算の議決等、本町の施策方針等に深く関わる立場にあることから、様々な観点から人権教育・啓発に取り組むよう要請します。

(2) 行政職員

あらゆる場において、町民と接することが多い町職員（町の施設の管理・運営を行う指定管理者の職員を含む。）にあつては、一人ひとりが全体の奉仕者として必要な人権感覚を身につけるとともに、自らが実践者であり啓発する立場であることの自覚が必要です。プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識のうえに、差別を見逃さない・差別を許さない感性を培い、差別をなくすための行動力を育成するために、人権に関する研修の内容を充実するとともに、人権に対する理解を深めるため、より一層の啓発を行います。

(3) 学校教育・社会教育関係者

就学前教育・学校教育において、子どもたちの人権意識を育むために、保育所職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。そのため、保育所職員、学校教職員の研修においては、人権尊重の理念やあらゆる人権問題に対する理解を深めるとともに、人の痛みに気づく豊かな人権感覚の養成に努めます。その際、少人数や参加体験型の研修、交流や情報交換の場を取り入れるなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

また、社会教育においても地域住民に対する人権教育・啓発を推進するため、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力の向上が求められています。地域における人権教育を推進していくため、地域の実情に応じて、指導的役割を担う人たちが取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組む体制を確立し、機能させることが大切です。社会教育関係者は、様々な人権問題について豊富な知識と正しい理解を持つとともに高い意欲と指導力で地域社会において人権教育・啓発活動を推進していく責務を担っています。正しい人権感覚に基づき、日常の職務を遂行することができるよう、教育研修の充実及び啓発の推進に努めます。

(4) 医療関係者

医師や看護師などの医療関係者については、医療を通じて社会の発展に尽くすべきものであり、人の生命・健康に直接関わるなかで、患者のプライバシー保護など人権に配慮した態度と行動が特に求められます。医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるように、関係諸団体と連携して人権啓発の充実を努めます。

(5) 福祉保健関係者

福祉や保健の分野で、町民と接する機会が多いホームヘルパー、ケアマネジャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、母子相談員や社会福祉施設職員などは、利用者・患者等の人権を尊重しなければならず、その基盤として職員の高い人権意識が必要とされます。各事業者等の自主的な研修の実施を要請するとともに、様々な研修会等の機会を通じて、人権尊重の視点にたった判断力や行動力を養える

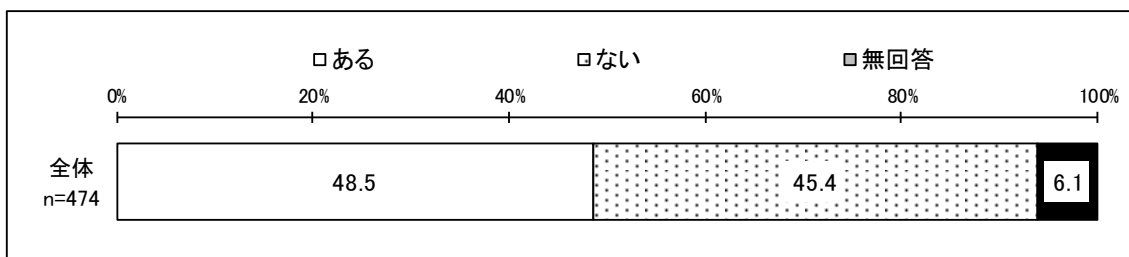
よう、教育啓発事業に関する情報提供を行い、その活動を支援するとともに、地域における事業者との連絡会等あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に努めます。

第4章 各人権課題に対する施策の推進

1. 女性

(1) 現状と課題

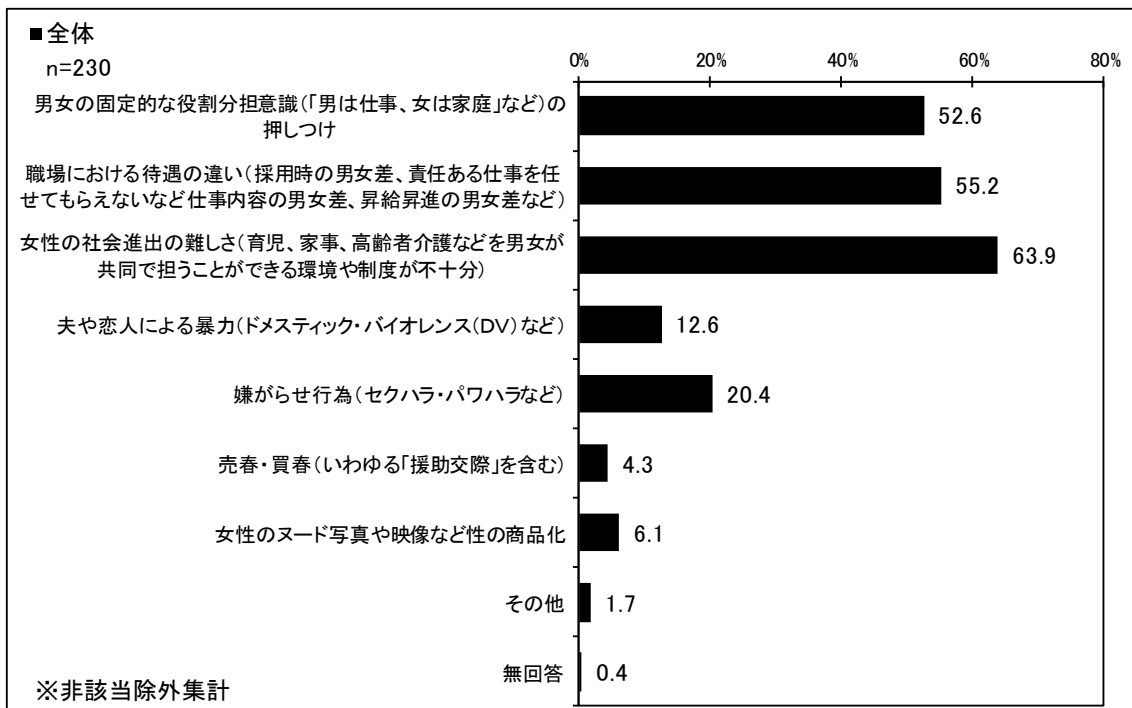
女性の人権が尊重されていないと思ったことがあるかについては、「ある」が48.5%、「ない」が45.4%、無回答が6.1%でした。



「ある」と回答した方がどのようなことで特にそう感じたかについては、「女性の社会進出の難しさ（育児、家事、高齢者介護などを男女が共同で担うことができる環境や制度が不十分）」が63.9%と最も多く、次いで「職場における待遇の違い（採用時の男女差、責任ある仕事を任せてもらえないなど仕事内容の男女差、昇給昇進の男女差など）」が55.2%、「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）の押しつけ」が52.6%などとなっています（次頁グラフ）。

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、「男女の人権の尊重（第3条）」として「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」としています。さらに、「女性活躍推進法」が平成28年に全面施行されるなど、法制面での整備が進む一方で、町民意識調査の結果からは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方は、依然として残っており、家庭、職場、地域社会などにおいて、女性の人権が尊重されない状況を生み出す一因となっているとも考えられます。

性別を理由に社会参加の機会を奪われたり、就職等の面で不利益を被ったりすることはあってはならないことです。性別に関わりなく、お互いが人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女の人権に関する一人ひとりの意識を変えていくことが大切です。



※複数回答 (○は3つまで)

(2) 施策の方向

町民意識調査の結果にもあるとおり、女性の人権を侵害する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識が起因していると考えられています。その意識を解消していくには、男女共同参画の理念や「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性差)」への理解を深め、男女が互いに個人として尊重し合うよう、町民意識を醸成していくために次の取組を推進します。

① 男女の人権が尊重される社会の実現に向けた意識づくり

(ア) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報や啓発に取り組めます。

(イ) 男女の人権が尊重される社会を実現する視点にたち、誰もが多様な選択ができるよう、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面で男女の人権を尊重する意識の醸成に向けた教育・学習機会の充実に努めます。

② 男女がともに暮らしやすい・働きやすい環境づくり

(ア) 少子高齢化が急速に進展して家族形態が変化するなかで、男女がともに

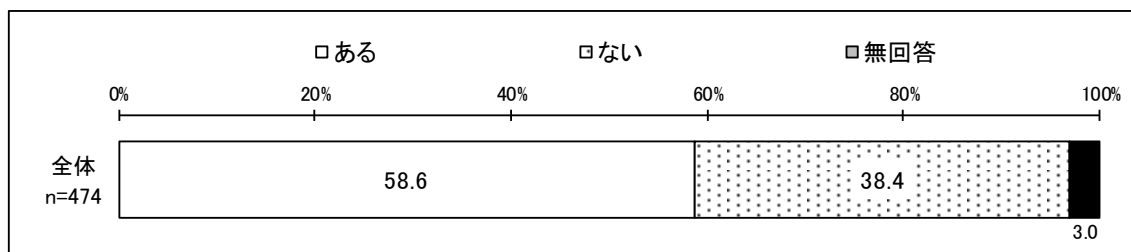
仕事と家庭生活を両立させて良好な環境が構築できるよう、必要な啓発や支援を行います。

- (イ) 企業や労働者に対して男女共同参画や女性活躍推進に関する情報を提供し、働く場や地域社会において男女がともに活躍できる環境づくりを支援します。
- (ウ) 女性の地域社会に対する参画意識を高め、活動の場を拡大できるよう、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- (エ) 男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を推進します。
- (オ) 女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるとの認識の下、性犯罪、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進するとともに、被害者について相談体制の充実や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携する体制整備の強化を図ります。

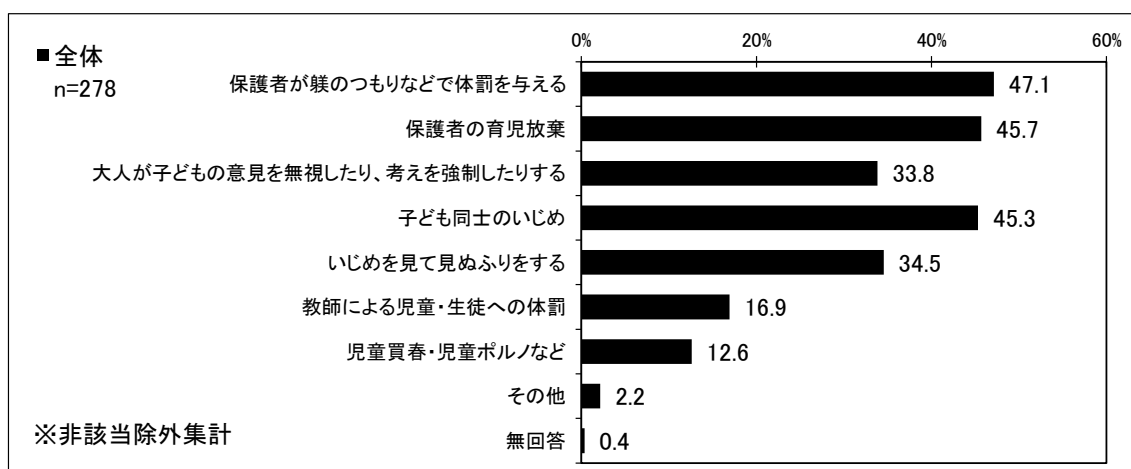
2. 子ども

(1) 現状と課題

子どもの人権が尊重されていないと思ったことがあるかについては、「ある」が58.6%、「ない」が38.4%、無回答が3.0%でした。

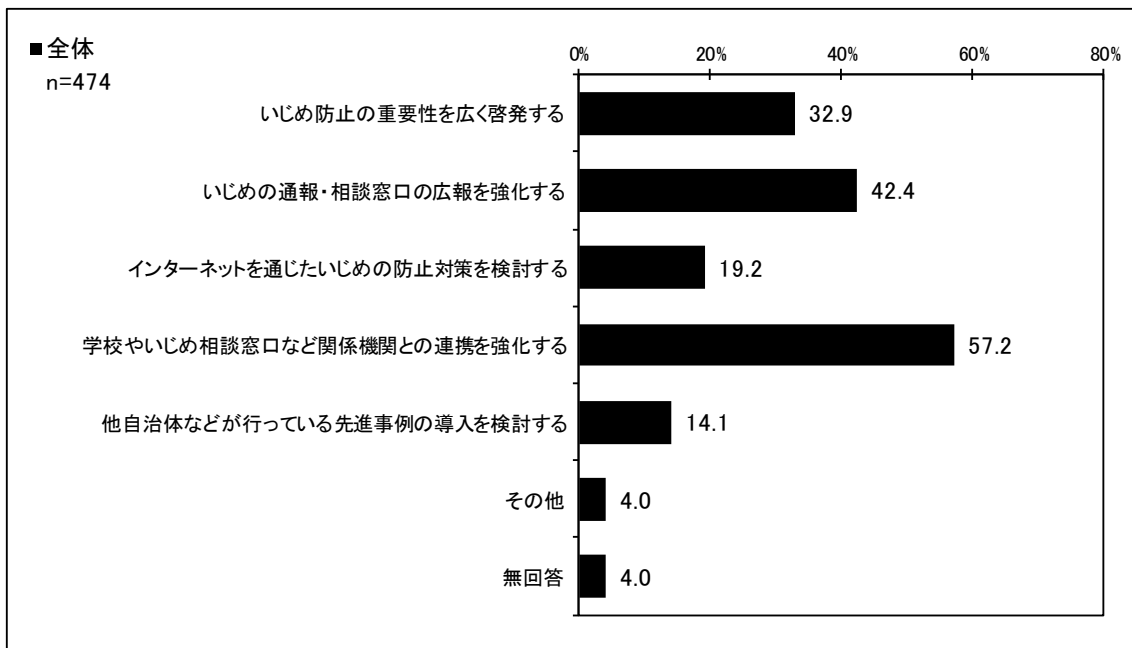


「ある」と回答した方がどのようなことで特にそう感じたかについては、「保護者が躰のつもりなどで体罰を与える」が47.1%と最も多く、次いで「保護者の育児放棄」が45.7%、「子ども同士のいじめ」が45.3%などとなっています。



※複数回答（○は3つまで）

いじめ防止に効果的な啓発活動については、「学校やいじめ相談窓口など関係機関との連携を強化する」が57.2%と最も多く、次いで「いじめの通報・相談窓口の広報を強化する」が42.4%、「いじめ防止の重要性を広く啓発する」が32.9%などとなっています。



※複数回答（○は2つまで）

家庭や地域の教育力の低下が指摘され、いじめや不登校、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件などが大きな社会問題となっていることが反映された調査結果となっています。これらは、大人の側の自覚や意識、あるいは倫理観の減退といったことの反映であり、そこには、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、相手の立場に立つといった人権感覚の欠如や弱さ、子育てに対する不安が要因として考えられます。加えて、インターネット等情報通信技術の進化によりバーチャルな情報化社会が進展する一方で、リアルなコミュニティが希薄化しています。子どもたちによるインターネット等の利用が多くなるなかで規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化が進行するとともに、子育ての悩みを抱え込む親の孤立をどう支えるかということも大きな課題となります。

子どもの人権については、日本国憲法、教育基本法、児童福祉法などの法令及び児童の権利に関する条約等の趣旨に則って、子どもたち一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。町民意識調査では、効果的な啓発活動として「学校やいじめ相談窓口など関係機関との連携を強化する」が最上位にあげられています。福祉施策や教育施策との連携も含め、地域の支えにより子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、一人ひとりの思いや意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに、豊かな心と生きる力を身につけ、人権感覚を備えた社会人として育成されることが求められます。

(2) 施策の方向

本町では、平成27年に「出雲崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育ての社会的支援の強化、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりなど、子育て支援に係る各種施策を推進していますが、子どもの人権が尊重されて健やかな成長が保障される環境づくりの観点から同計画の施策と連携を図り、次の取組を推進します。

① 子育て支援の推進

- (ア) 子どもの豊かな人間性を育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、学校教育の充実を図り、親が安心して育児できる体制を整備します。
- (イ) 保育サービスの充実だけでなく、適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、誰もが安心して活用できる支援を提供します。
- (ウ) 地域や社会が子育て家族に寄り添い、支え合うことで保護者自身が親として成長し、子どもの虐待が未然に防止されるよう情報提供・啓発活動に努めます。
- (エ) 貧困が子どもの将来を左右することなく、また、次の世代に貧困が連鎖することのない社会を実現するため、子どもを取り巻く関係機関が垣根を越えた連携を図り、社会全体が子どもの育成を支える体制づくりを推進します。

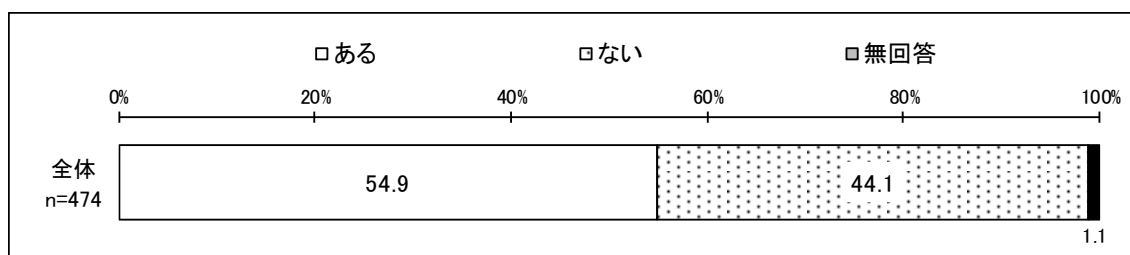
② 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進と支援体制の整備

- (ア) 子どもを取り巻く諸問題を解決するため、学校や児童相談所などの関係機関と連携を図り、必要な情報を共有するとともに、家庭や地域が相互に連携を強め、地域社会全体で取り組む体制を整備します。
- (イ) 特にいじめ・不登校、虐待等に関する問題は、子どもの人権に係る重大な問題であり、児童生徒と教職員との信頼関係を基調とした指導を実施するとともに、相談・啓発・支援活動の充実を図ります。
- (ウ) 生涯学習等の社会教育の機会において、子どもの人権の重要性についての正しい認識と理解を深めるため、学習内容の充実に努めます。特に、親に対する家庭教育についての学習機会や情報提供の充実に努めます。

3. 高齢者

(1) 現状と課題

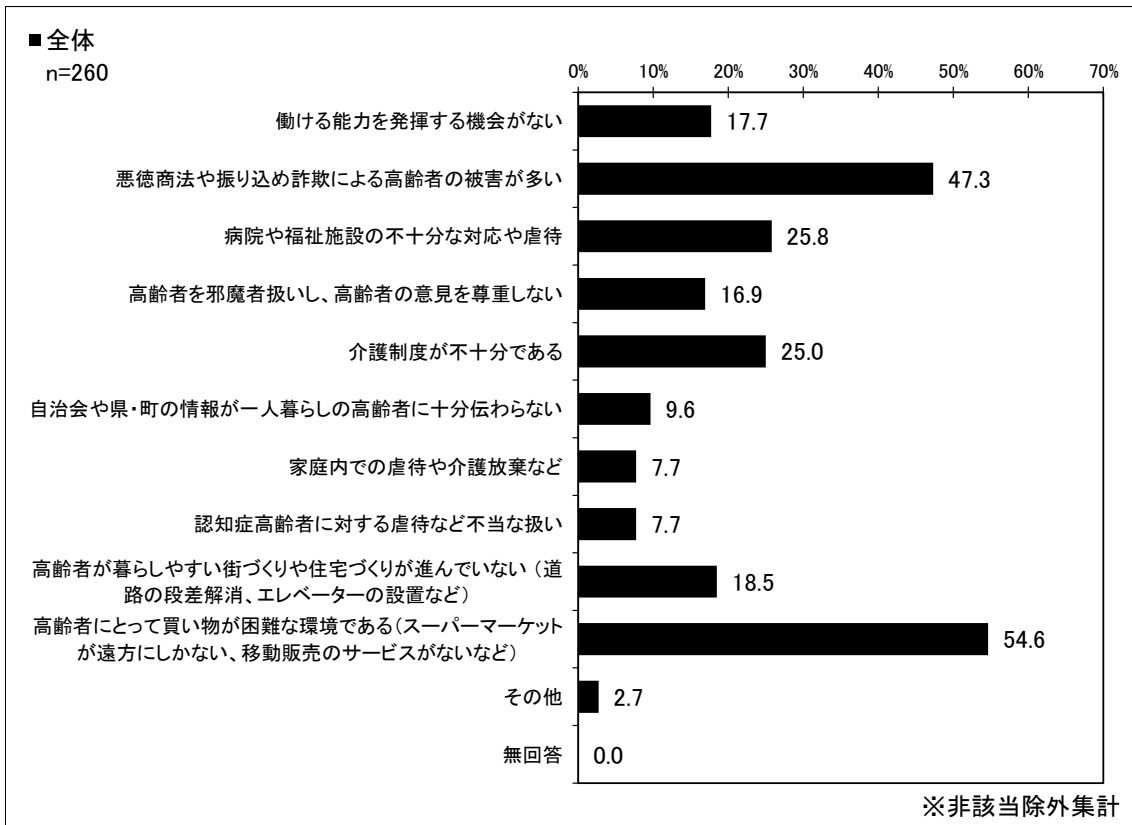
高齢者の人権が尊重されていないと思ったことがあるかについては、「ある」が54.9%、「ない」が44.1%、無回答が1.1%となっています。



「ある」と回答した方がどのようなことで特にそう感じたかについては「高齢者にとって買い物が困難な環境である（スーパーマーケットが遠方にしかない、移動販売のサービスがないなど）」が54.6%と最も多く、次いで「悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多い」が47.3%、「病院や福祉施設の不十分な対応や虐待」が25.8%、「介護制度が不十分である」が25.0%などとなっています（次頁グラフ）。

高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や高齢者の財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されていますが、町民意識調査では、買い物の困難や詐欺・消費者被害等といった生活に密着した問題が、高齢者の人権が尊重されていないと思ったこととして上位にあげられています。

本町では平成30年に「出雲崎町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項）」である「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、各種施策を推進しています。これらの施策と連携を図りつつ、高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人ひとりが高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にすることを必要です。



※複数回答（○は3つまで）

（２）施策の方向

高齢者の人権が尊重され、その心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいを持って豊かな生活を送るためには、高齢者同士はもとより、若者と高齢者との間においても、技術や経験などそれぞれが持つ特性を生かして活躍できる地域共生社会の実現が求められます。地域において「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりのために次の取組を推進します。

① 高齢者の人権に対する意識の啓発と相談支援体制の整備

- （ア）介護や福祉の問題等に関する基礎的な知識と理解を深めるための学習機会を設け、高齢者の人権に対する意識の啓発に努めます。
- （イ）認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者に対して、日常的な金銭管理と財産管理、消費者被害の防止、高齢者に対する虐待の防止と早期発見など、成年後見制度等の活用を含め、その権利を擁護する相談支援を行います。

(ウ) 高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者虐待、悪徳商法等の防止に向けて町民の意識向上と相談・対応体制を充実するとともに、関係機関の連携強化を図ります。

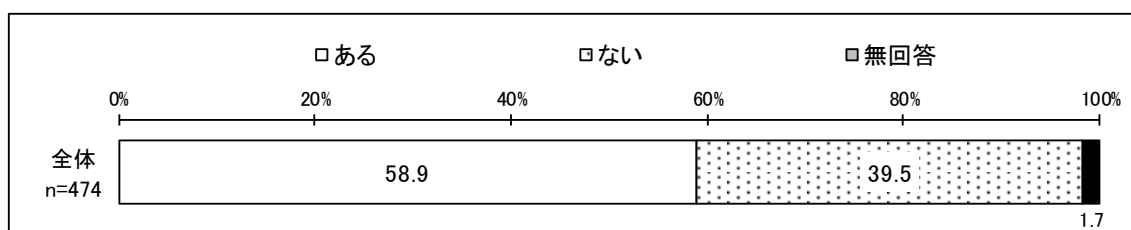
② 地域包括ケアシステムの構築の推進

「出雲崎町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」により推進されている「地域包括ケアシステム」の構築に関し、特に高齢者の人権尊重の観点から担当部局との連携を強化し、必要なサービス提供体制の充実を図ります。

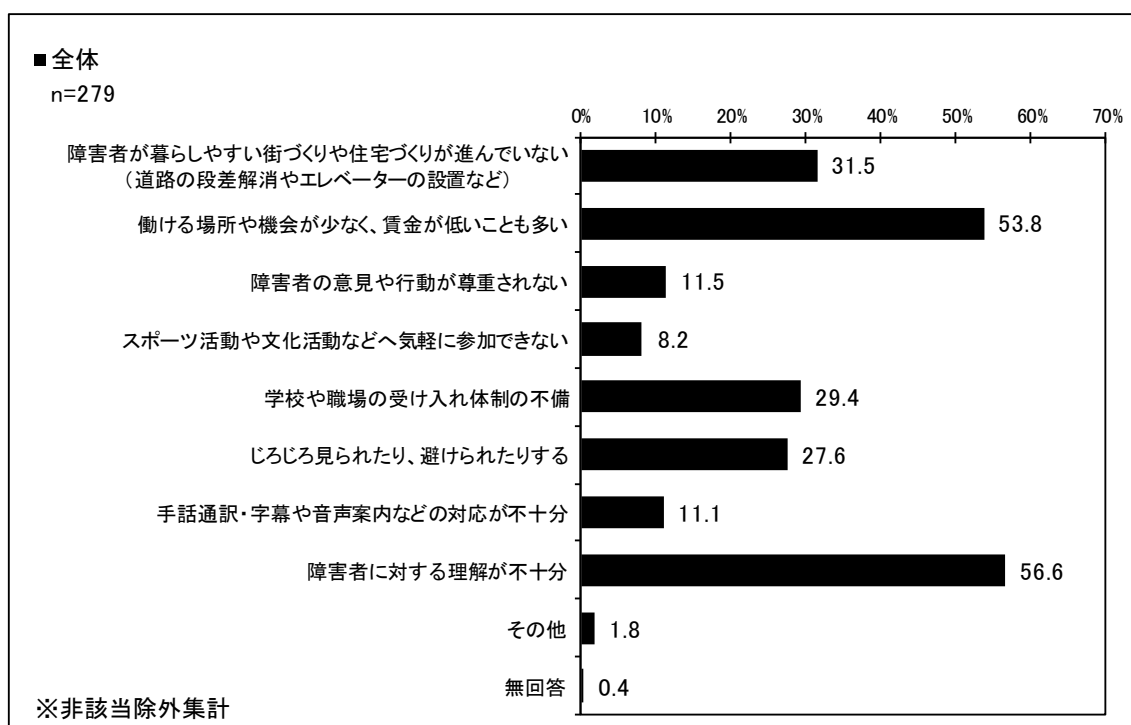
4. 障害者

(1) 現状と課題

障害者の人権が尊重されていないと思ったことがあるかについては、「ある」が58.9%、「ない」が39.5%、無回答が1.7%でした。



「ある」と回答した方がどのようなことで特にそう感じたかについては、「障害者に対する理解が不十分」が56.6%と最も多く、次いで「働ける場所や機会が少なく、賃金が低いことも多い」が53.8%、「障害者が暮らしやすい街づくりや住宅づくりが進んでいない（道路の段差解消やエレベーターの設置など）」が31.5%、「学校や職場の受け入れ体制の不備」が29.4%などとなっています。



※複数回答（○は3つまで）

障害者に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状に対する理解不足が起因することが多いと考えられますが、町民意識調査でも「障害者に対する理解が不十分」であることが、障害者の人権が尊重されていないと思われることの最上位にあげられています。

「障害者基本法」の制定をはじめとして、障害者に関わる法制度が整備され、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されていますが、依然として障害及び障害者に対する正しい理解が進んでいないことから、これを解消するための広報・啓発活動が重要です。

本町も「出雲崎町第 3 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」により障害者への福祉サービスの充実を図っていますが、こうした各種施策と連携を図りつつ、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会を実現するために、社会を構成するすべての人々が障害や障害者に対する理解を深めることが重要となります。

(2) 施策の方向

国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障害の有無に関わらずすべての町民が相互に個性の差異と多様性を尊重した地域共生社会の実現が求められます。そのために次の取組を推進します。

① 障害者の人権に対する正しい理解と認識の促進

- (ア) 障害や障害者について町民の理解を深め、障害者が安心して地域で生活を営むことのできるよう、地域住民同士が交流する機会の促進や広報啓発活動を推進します。
- (イ) 特に、行政機関等及び事業者には、合理的配慮の欠如は障害者差別解消法に違反するとの理解を踏まえ、障害を理由とする差別の解消のための啓発に努めます。
- (ウ) 学校教育においては、子ども一人ひとりの障害の状態等に応じ、合理的配慮の観点に沿った指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校内や地域における障害者との交流の充実、保護者に対する啓発活動の推進など、障害者に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- (エ) 社会教育においては、広く町民が障害に対しての正しい理解と認識を深めるため、社会教育機関及び団体等への福祉・人権教育及び啓発の推進を

図ります。

② 障害者に対する虐待防止の推進と権利擁護の体制整備

- (ア) 虐待の疑いを発見した場合は速やかに町への通報義務があることの周知を徹底し、地域社会全体で虐待防止を促進する気運を高めていきます。
- (イ) 日常生活における金銭管理や福祉サービスの利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の利用者としての権利を守るために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、関係機関と連携して広報・普及活動に努めます。

③ 障害者の社会参加の促進

- (ア) ノーマライゼーション²の理念である障害者の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会、媒体を利用しての啓発活動を推進します。
- (イ) 障害者が安心して自立した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のユニバーサルデザイン³の促進へ向けての意識啓発を推進します。
- (ウ) スポーツ、文化、芸術活動等への参加機会を促進し、支援するとともに障害者自身の自立意識の促進を図ります。

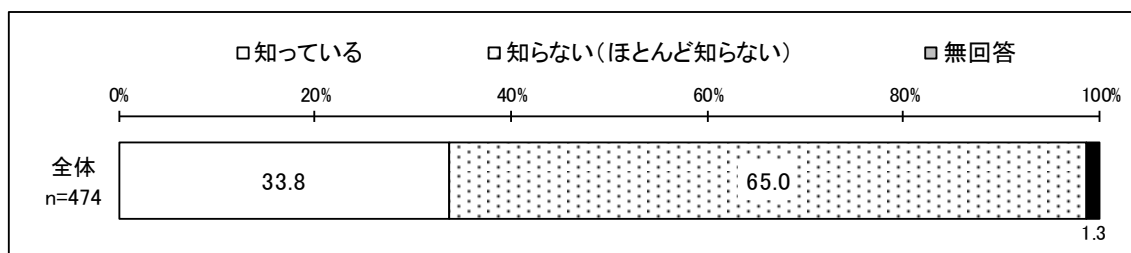
² 障害のある人が障害のない人々と一緒に普通に生活できるようにすること。あるいはそのような理念。

³ 障害の有無に関係なく、すべての人が快適に利用できるよう製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

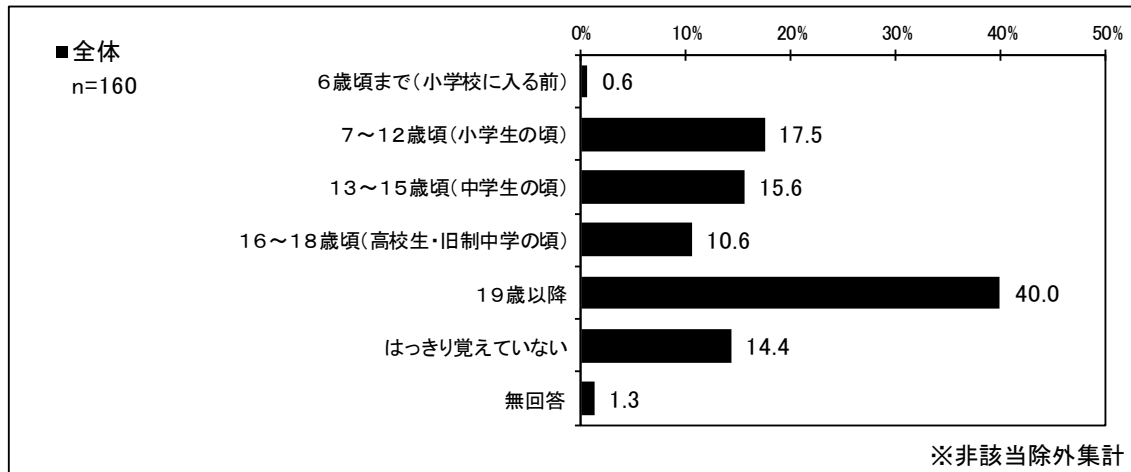
5. 同和問題

(1) 現状と課題

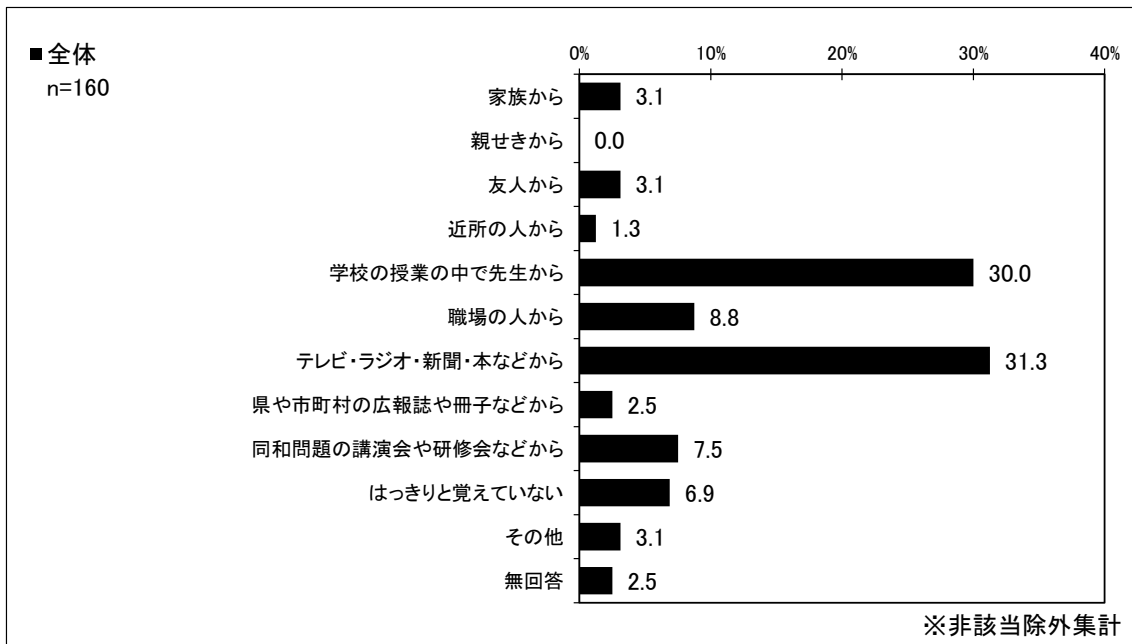
同和地区（被差別部落）の存在や同和問題の認知状況については、「知っている」が33.8%、「知らない（ほとんど知らない）」が65.0%、無回答が1.3%でした。



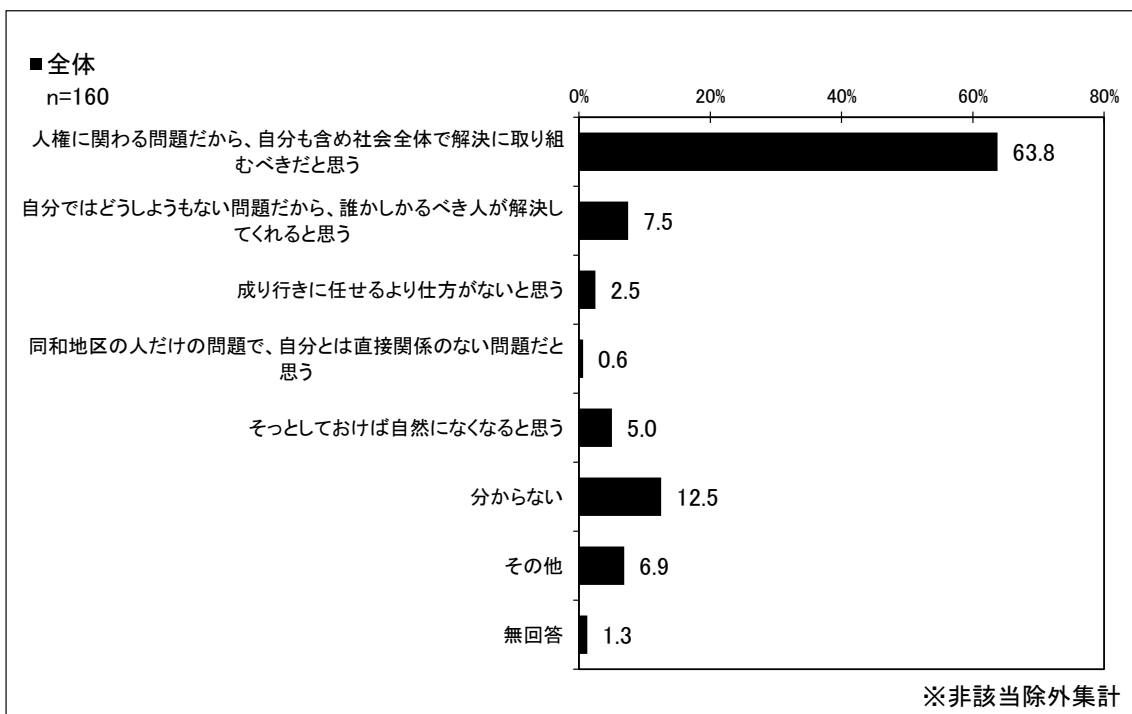
「知っている」と回答した方が、同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を初めて知った時期としては、「19歳以降」が40.0%と最も多く、次いで「7～12歳頃（小学生の頃）」が17.5%、「13～15歳頃（中学生の頃）」が15.6%などとなっています。



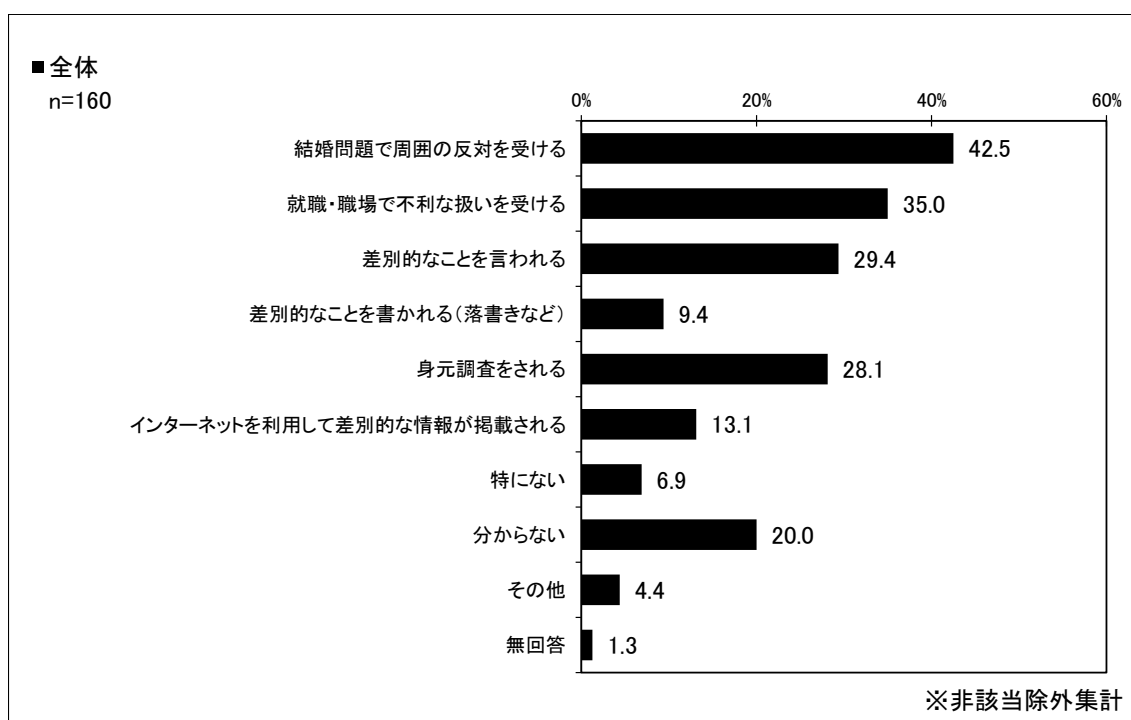
何（誰）から知ったかについては、「テレビ・ラジオ・新聞・本などから」が31.3%、「学校の授業の中で先生から」が30.0%と突出して多くなっています。このほかの項目については、いずれも10%以下となっています（次頁グラフ上）。



さらに「知っている」と回答した方が同和地区（被差別部落）の存在や同和問題をどのように考えるかについては、「人権に関わる問題だから、自分も含め社会全体で解決に取り組むべきだと思う」が63.8%と突出して多くなっています。



同和問題に関して現在、起きていると思う人権問題としては、「結婚問題で周囲の反対を受ける」が42.5%と最も多く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が35.0%、「差別的なことを言われる」が29.4%、「身元調査をされる」が28.1%などとなっています。



※複数回答 (○は3つまで)

同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとして、同和教育及び人権啓発活動の推進等、差別意識の解消に向けた取組が実施されてきました。しかし、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である(第1条前段)」と位置付け、相談体制の充実や教育・啓発の推進を部落差別の解消に関する施策として規定しています。

町民意識調査では、同和地区の存在や同和問題の認知度は約3割にとどまっていますが、認知している方は「人権に関わる問題だから、自分も含め社会全体で解決に取り組むべきだ」という考えが強く現れています。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であ

り、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な課題です。その課題解決に向けて一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、自覚して取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向

同和問題に関する差別意識の解消を図るにあたり、町民意識は「人権に関わる問題だから、自分も含め社会全体で解決に取り組むべき」と考えています。これまでの同和教育や啓発活動の取り組みを踏まえながら、人権尊重や差別解消の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。

① 同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

- (ア) 差別意識の解消に向け、法務局ほか各行政機関、関係団体等との連携を図りながら町民に向けた人権教育・啓発を積極的に推進します。
- (イ) 同和教育を受けていない人にも分かりやすい広報、講演会及び研修等の実施により、幅広い世代の人を対象に同和問題の啓発に努めます。
- (ウ) 同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、差別解消に向けて必要な情報提供を行います。

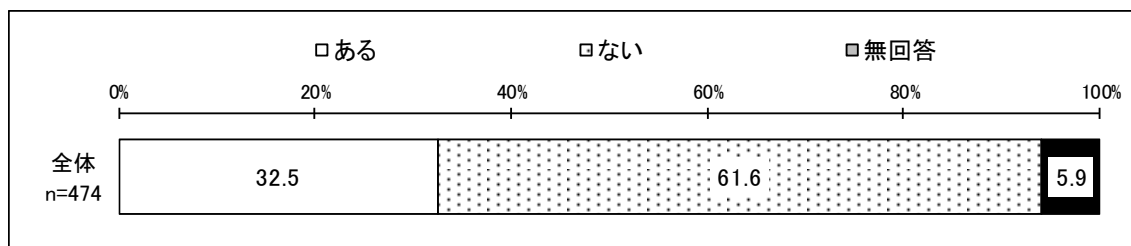
② 差別解消に向けた体制の充実

- (ア) 相談しやすい環境を整えるなど相談体制を充実させるとともに、国、新潟県、近隣自治体及び関係団体等と連携し、差別解消に向けた取組を推進します。
- (イ) 不当な身元調査が人権侵害につながるおそれがあることを町職員に周知するとともに、特定の有資格者に認められた「職務上請求制度」を利用した戸籍謄本や住民票の発行に関して、不正な請求によって個人情報漏えいすることのないよう取扱い窓口での対応を徹底します。

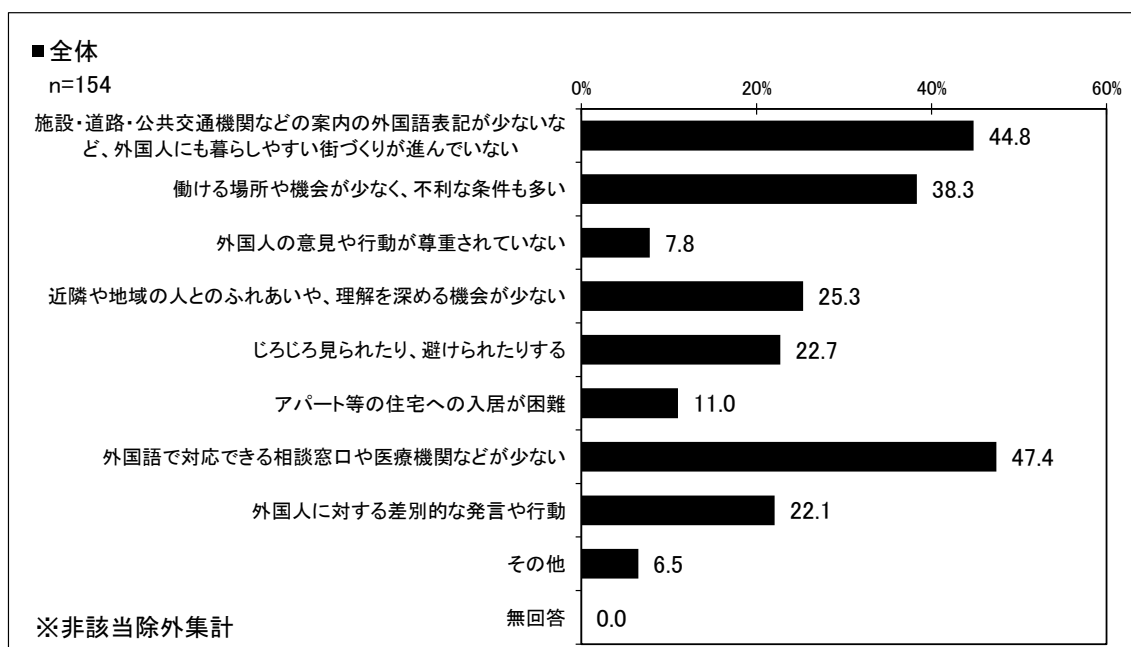
6. 外国人

(1) 現状と課題

外国人の人権が尊重されていないと感じたことがあるかについては、「ある」が32.5%、「ない」が61.6%、無回答が5.9%でした。



「ある」と回答した方がどのようなことでそう感じたかについては、「外国語で対応できる相談窓口や医療機関などが少ない」が47.4%と最も多く、次いで「施設・道路・公共交通機関などの案内の外国語表記が少ないなど、外国人にも暮らしやすい街づくりが進んでいない」が44.8%、「働ける場所や機会が少なく、不利な条件も多い」が38.3%、「近隣や地域の人とのふれあいや、理解を深める機会が少ない」が25.3%などとなっています。



※複数回答（○は3つまで）

平成31年1月1日現在、本町に住所を有する方の約0.6%が外国籍の方です。言語や習慣、宗教、文化の違いにより、十分な相互理解が図られな

い場合には、近隣住民との摩擦や偏見、外国籍等の住民の就労に際しての差別、外国籍等の住民への入居拒否など様々な人権問題が生じます。また、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっていることから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成 28 年に施行されました。

町民意識調査では、外国人の人権が尊重されていないと感じたことがある方はおよそ 3 割であり、「外国語で対応できる相談窓口や医療機関などが少ない」あるいは「外国人にも暮らしやすい街づくりが進んでいない」といった生活に密着した事項を課題としてあげています。

日本国憲法においては、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障していると解されています。しかし、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から外国人に対する偏見や外国人にとっての暮らしにくさが生じるものと考えられます。

（２）施策の方向

文化・言語・宗教・習慣が異なることを互いに理解し、認め合い、異文化をともに学び合うことを通じて、外国籍の人を地域の構成員として受け入れていくことが求められます。町民一人ひとりが異文化や異なる考え方を理解し合い、相互に人権を尊重し合える基盤を構築するよう関係機関や団体等との連携・協働を促進し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

① 交流による相互理解の促進

- (ア) 外国籍の町民との交流イベント等を開催し、町民全体での国際感覚の醸成と異文化への理解を深めるとともに、外国籍の町民が地域社会の一員として参加機会を提供できる魅力的な地域づくりを進めます。
- (イ) 学校教育をはじめとして、地域や職場などあらゆる学習機会を通じ、外国の様々な文化、歴史、伝統についての理解を深め、国籍や人種・民族等の違いを越えて、お互いを尊重し合う人権意識を育成します。

② 外国籍の町民にも暮らしやすいまちづくり

- (ア) 外国籍の町民が利用しやすいよう、多言語による生活情報及び行政情報等の提供や就労活動、日本語習得につながる相談支援体制の充実を図り、

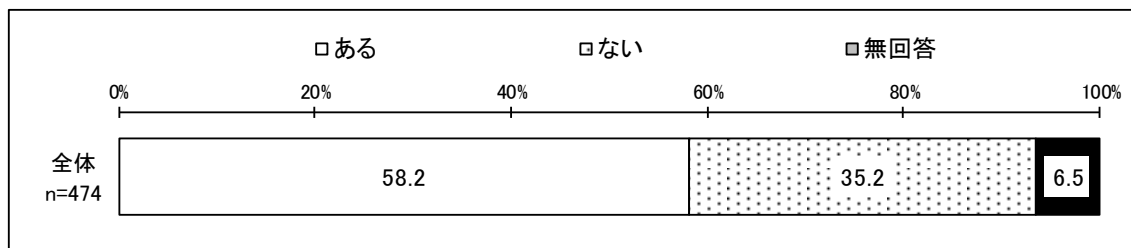
外国籍の町民にも生活しやすい環境づくりを進めます。

(イ) 雇用において外国人に対する差別的な取扱いがないよう、産業振興施策と連携し、事業者に対する啓発を図ります。

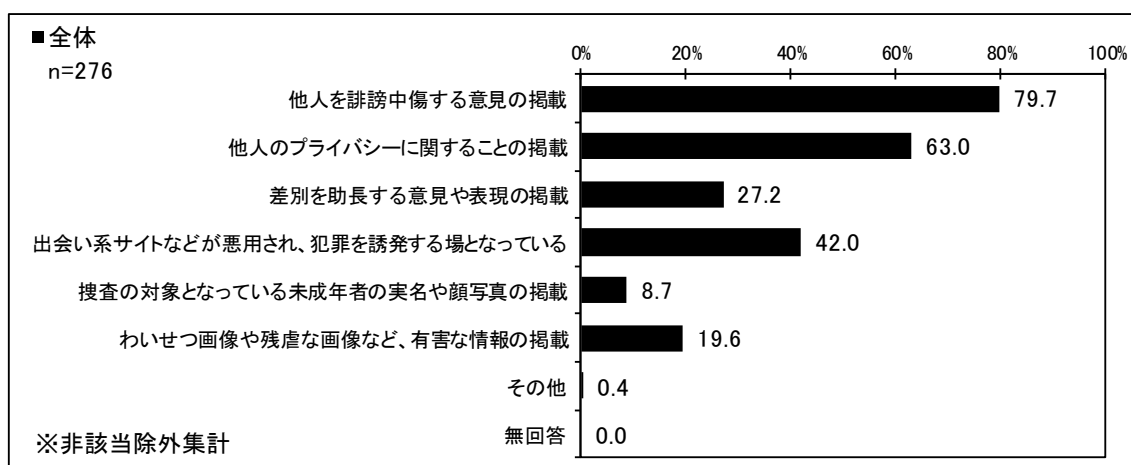
7. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットによる人権侵害が起きていると感じたことがあるかについては、「ある」が58.2%、「ない」が35.2%、無回答が6.5%でした。



「ある」と回答した方がどのようなことで特にそう感じたかについては、「他人を誹謗中傷する意見の掲載」が79.7%と最も多く、次いで「他人のプライバシーに関することの掲載」が63.0%、「出会い系サイトなどが悪用され、犯罪を誘発する場となっている」が42.0%などとなっています。



※複数回答 (○は3つまで)

近年、スマートフォンが普及したことにより、インターネットへの接続がより手軽になり、大きな利便性をもたらしています。しかし、その一方で、匿名性や情報発信の容易さ等を悪用した他者への誹謗中傷の表現や差別を助長する表現等の情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題も多発しています。また、情報化の発達は大量かつ広範な情報の処理と伝達を容易としている反面、個人情報が無断で大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利や利益が簡単に侵害される事象も起きています。

町民意識調査においても、上述を反映した結果となっています。

こうしたことから、インターネット上での人権侵害による被害の回復を容易にするため平成 14 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められ、さらに、平成 21 年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、青少年を有害情報から守るために、インターネット接続事業者や携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務付けられるなどの法整備も進んでいます。

家庭や地域、学校、職場等といったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット等利用上の注意点やインターネットの危険性、利用時のマナーやルール等、情報モラルに関する教育を重視し、学習機会を充実させていく必要があります。

（２）施策の方向

利用者一人ひとりが、情報に関わるモラルについて正しい理解と認識を深められるよう、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める力（いわゆる「情報リテラシー」）を高めていくため、次の取組を推進します。

① インターネットの正しい知識や利用マナーの習得

（ア）インターネットを利用する際の情報モラルや利用に付随する危険に関して、あらゆる機会を活用して町民に広く周知し、理解を求める広報・啓発を推進します。

（イ）家庭においても、インターネットに関する正しい知識や利用マナーが家族間で共有されるよう、保護者に対する周知を図るとともに、適切なフィルタリングサービス利用についての啓発を推進します。

（ウ）学校での情報教育の場において、技術や使い方の指導だけでなく、利用者が持つべき情報モラルの向上を図る内容を取り入れます。

② 関係機関との連携強化

インターネット上での誹謗中傷、脅迫・強要など、人権侵害を確認した場合は、法務局等、関係機関・団体と連携を図りながら対応します。

8. その他様々な人権課題

(1) 感染症患者等

感染症についての医学的に不正確な知識や不十分な理解によって、一部の感染症患者等への誤解や偏見などの人権問題が生じてきました。近年、医療技術の進歩や医療体制の整備とともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律が整備され、感染症患者等に対する偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。

今後とも感染症をめぐる人権課題について、過去の歴史も踏まえつつ、関係機関との連携を図り、正しい知識の普及と理解を深めるための啓発活動を推進します。

(2) 新潟水俣病

新潟水俣病は、企業が排出した有機水銀による汚染によって阿賀野川流域における環境破壊や健康被害を招いた公害病であり、被害住民への病気を理由とした偏見等をももたらしました。また、原因企業等からの補償金支給に関して中傷を受けるなど、同患者は、長期にわたり多くの不利益を被っています。

新潟県は平成 21 年に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者の人権に配慮した施策を進めていますが、本町においても、新潟県を始めとする関係機関等と連携して、新潟水俣病に対する偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 23 年 4 月 1 日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組のなかに「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。北朝鮮当局による拉致は、日本国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識する必要があります。

毎年 12 月 10 日から 16 日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に限らず、広く町民に拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心を高め、その認識を深めるために広報等による啓発活動を推進します。

(4) 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる等の直接的な被害だけではな

く、生計者を失うことによる経済的被害や捜査等による精神的・時間的負担、さらには周囲の中傷あるいはマスメディアの報道等による精神的苦痛など、多くの二次的被害を受けることがあります。

従来、我が国では、犯罪被害者等を支援する社会的システムはありませんでしたが、平成 17 年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助等が定められています。犯罪被害者等の権利擁護について、町民の理解を進め、地域社会全体で支えられるよう広報等による啓発活動を推進します。

(5) 性的少数者

性的指向や性自認という個人の特性についての多様性が認められず、無理解や偏見等に基づいた人権問題が生じていますが、これまで積極的に取り上げられることの少なかった多様な性のあり方について、近年、社会的な関心が高まっています。

各個人が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会の実現を目指して、性に対する多様なあり方を認識し、正しい理解を深めていくために広報等による啓発活動を推進します。

(6) 自死遺族

警察庁の自殺統計によれば、かつては3万人超であった年間の自殺者数は、近年は減少傾向にあり、およそ2万1千人となっています。統計値としては減少傾向にあるとはいえ、まだ、多くの方が自らの選択により死亡している状況です。家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族）は、家族を亡くした悲しみだけでなく、そのことに対する社会の偏見や周囲の誤解等によって、孤立してしまうことも少なくありません。

平成 18 年に施行された「自殺対策基本法」には、その対策のひとつとして「自殺未遂者と自殺（未遂を含む）者の親族に対するケア」が規定されています。

本町においても、自死遺族が偏見や誤解により不利益を被らないよう関係機関等と連携するとともに、町民への啓発を推進します。

(7) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、更生の意欲があっても周囲の人々の意識に根

強い偏見等があり、就職における不利益や住居確保の困難など厳しい状況にあります。

こうした偏見等を解消するために、関係機関等との連携を図り、家族、職場、地域社会等において理解や協力が促進されるよう、広報等による啓発活動を推進します。

(8) 災害起因の人権問題

近年、国内では、大地震や土砂災害など様々な自然災害が頻発し、多くの人が避難活動や被災後の生活などに困難を抱えています。また、東日本大震災による原子力発電所の事故に関連し、根拠のない偏見によって人権侵害となる事象も生じました。

本町においても、災害時の人権侵害を発生させないよう、日ごろから各種の広報等による啓発活動を推進します。

(9) ホームレス

厳しい経済・雇用情勢が続くなか、仕事や住まいを失い、いわゆるホームレスの状態になる人がいます。こうしたことを未然に防ぐため、「生活困窮者自立支援法」に基づく給付金事業ほか、各種支援制度を活用できるよう関係機関と連携し、ホームレス状態にある人、あるいはそのおそれのある人に対する相談支援の体制を充実します。

第5章 計画推進に向けて

1. 庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する人権課題・人権問題へ適切に対応し、人権教育・人権啓発を着実に推進するためには、庁内各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠となります。

そこで、人権に関する課題や問題についての情報を共有するとともに、これを検討・協議して人権関連施策の調整及び総合的な推進を図る機関として「出雲崎町人権教育・啓発推進庁内会議(仮)」を設置し、高齢者、障害者、子育て支援等の個別計画を策定している部局間での緊密な連携を確保し、人権尊重の視点からそれぞれの施策が推進されるよう庁内体制を整備します。

2. 関係機関等との連携

人権教育・人権啓発を効果的に推進し、本計画を実効あるものとするためには、国・新潟県及び他市町村や各種企業、関係団体、マスメディア、NPO、ボランティア等との緊密な連携を図りながら、相互の協力体制の強化に努めて幅広い分野における取組を推進します。

3. 計画の進行管理と見直し

本計画は定期的な進行管理を行うとともに、社会情勢の変化により必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。その際には、町民意識調査の実施等により町民の声を反映した計画の見直しを行います。

参考資料

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律..... 47
- ・ 出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱..... 49
- ・ 出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会委員等名簿..... 50
- ・ 出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会 審議経過..... 51

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 31 日

要綱第 20 号

(設置)

第 1 条 出雲崎町における人権教育及び啓発の総合的な推進にあたり、出雲崎町人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、推進計画の策定に関し、必要な事項について審議及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体等に属する者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係する行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の委員のほか、推進計画の策定に係る各種事項についての意見又は助言を得るため、アドバイザーを委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に第 3 条第 2 項に規定するアドバイザー又はその他関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会委員等名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体・役職名等	備考
1	田口 幸雄	社会福祉協議会 会長	
2	河崎 政則	民生委員児童委員協議会 会長	
3	山崎 信義	長岡地区保護司会 保護司 (出雲崎地域代表)	委員長
4	山田 俊夫	NPO 法人ねっとわーくさぷらい 理事長	
5	相澤 貞夫	けやきの会 代表	
6	長尾 昭浩	出雲崎小学校 校長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)	
	吉田 順一	出雲崎小学校 校長 (平成 30 年 4 月 1 日から)	
7	中林 左知男	出雲崎中学校 校長	
8	磯部 友記雄	人権擁護委員	副委員長
9	田中 宥暢	人権擁護委員	
10	佐藤 亨	教育長	

【アドバイザー】

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体・役職名等	備考
1	篠田 英明	新潟地方法務局柏崎支局 支局長補佐	
2	奥村 克彦	新潟県福祉保健部福祉保健課人権啓発室 室長 (平成 30 年 3 月 31 日まで)	
	遠山 泰	新潟県福祉保健部福祉保健課人権啓発室 室長 (平成 30 年 4 月 1 日から)	
3	長谷川 均	新潟県人権・同和センター 事務局次長 〔 部落解放同盟新潟県連合会 執行委員長 〕 〔 新潟県部落解放共闘会議 事務局長 〕	

出雲崎町人権教育・啓発推進計画策定委員会 審議経過

回数	開催日	協議事項
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 10 月 11 日	(1) 計画策定の趣旨について (2) 計画策定の方法等について (3) 今後のスケジュール等について
第 2 回	平成 29 年 11 月 7 日	(1) 人権意識アンケート調査について
第 3 回	平成 30 年 3 月 26 日	(1) 人権意識アンケート調査結果報告について (2) 今後のスケジュール等について
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 7 月 4 日	(1) これまでの経過及び推進計画骨子案について (2) 今後のスケジュール等について
第 2 回	平成 30 年 10 月 1 日	(1) 推進計画骨子案（目次～第 3 章）について
第 3 回	平成 30 年 11 月 27 日	(1) 推進計画骨子案（目次～第 3 章）について (2) 推進計画骨子案（第 4 章～）について (3) 今後のスケジュール等について
第 4 回	平成 30 年 12 月 19 日	(1) 推進計画素案について (2) パブリック・コメントの実施について (3) 今後のスケジュール等について
	平成 31 年 1 月 15 日 ～ 平成 31 年 1 月 31 日	パブリック・コメントの実施
第 5 回	平成 31 年 2 月 15 日	(1) パブリック・コメントの結果について (2) 推進計画（最終稿）について

出雲崎町人権教育・啓発推進計画

平成 31 年 3 月

発行 出雲崎町

編集 出雲崎町町民課

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

TEL 0 2 5 8 - 7 8 - 3 1 1 1 (代表)

FAX 0 2 5 8 - 7 8 - 4 4 8 3